第一条第二項第六号中「、熱量の変更（同一のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三A、一二A、六A、五C、L一、L二又はL三のいずれかをいう。）内の変更を除く。以下「熱量変更」という。）を実施した場合」を削り、同項に次の二号を加える。

七　「大口供給」とは、次のいずれにも適合する小売供給をいう。

イ　一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量（二年以上継続するガスの供給を約した場合における一年目の年間のガス供給量にあつては、二年目以降の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上供給するものに相当する量（以下この号及び第四条第一項第四号において「基準量」という。）である場合に限り、一年目の後半六月間のガス供給量を二倍したものとすることができる。）が、基準量であること。

ロ　イのガスの供給を二年以上行つている場合であつて、ガスの使用者が至近の二年度において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由無く基準量に達しなかつたものでないこと。

八　「特定導管」とは、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、十二A又は十三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる十二A又は十三Aのガスグループをいう。以下同じ。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場（以下「製造所等」という。）の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの（当該導管と一体として運用されるものを含む。この号において同じ。）

ロ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの

ハ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えるもの

ニ　一般ガス導管事業者がその供給区域以外の地域において設置する導管であつて、当該供給区域内における一般ガス導管事業の用に供する導管と接続するもの（専ら一般ガス導管事業の用に供するもの及びイからハまでに掲げるものを除く。）

第二条の二を削る。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条　法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動の範囲とする。

2　法第二条第四項第二号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスの需要の量の変動の範囲とする。

第三条　法第二条第五項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一　十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するガスを供給する導管

二　特定ガス発生設備において発生させたガスを供給する導管（前号に掲げるものを除く。）

（一般ガス導管事業に該当しない導管の要件）

（特定ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第四条　法第二条第七項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一　メタン以外の成分を主成分とするガスを供給する導管

二　メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものに限る。）を供給する導管

三　メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものを除く。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　ガスの圧力が〇・五メガパスカル未満の導管

ロ　内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ハ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ニ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えないもの

四　基準量に達しない量のガスを供給地点において供給する導管

2　次の各号に掲げる導管は、前項各号に掲げる導管に該当しない導管とみなす。

一　前項各号に掲げる導管以外の導管と一体として運用される導管

二　一般ガス導管事業者がその供給区域以外の地域において設置する導管であつて、当該供給区域内におけるその事業の用に供する導管と接続するもの（専ら一般ガス導管事業の用に供するものを除く。）

第四条の二を削る。

第二章の章名、同章第一節から第三節までの節名、同節第一款から第三款までの款名、同節第四款及び第五款、第三章並びに第四章の章名を削る。

第百二十一条中「第十九条、第十九条の三、第十九条の三の三、第十九条の三の四、第十九条の五、第二十条、第二十二条の二、第二十二条の四、第二十二条の六、第二十三条第二項、第八十六条、第八十六条の三、第八十六条の三の三、第八十六条の五及び第八十七条」を「第六十五条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百三十九条及び第百四十四条」に改める。

第百二十一条を第二百十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（申請書等の提出部数）

第二百十九条　ガス事業者は、法又はこの省令の規定により、申請書、報告書又は届出書を経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長に提出するときは、正本一通を提出しなければならない。ただし、法第三十五条の許可の申請に係る書類については、正本一通及び写し一通を提出することとする。

2　経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をする者は、その申請又は届出に係る書類の写しをそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に一部提出しなければならない。

一　法第三十五条の許可の申請	供給区域を管轄する経済産業局長
二　法第三十八条第二項第四号の事項の変更に係る第四十条第一項の許可の申請	
三　法第三十八条第二項第五号の事項の変更に係る第四十一条第一項の届出	
四　法第四十一条第二項の届出	
五　法第四十二条第一項又は第二項の認可の申請	
六　法第四十四条第一項の許可又は第二項の認可の申請	
七　法第四十八条第一項の認可の申請	
八　法第四十八条第六項の届出	
九　法第四十八条第九項の届出	
十　法第五十六条第一項又は第二項の届出	
十一　法第六十八条第一項、第二項、第七項又は第八項の届出	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長